

特別支援学級に在籍する外国人児童生徒の実態と教育的支援の課題

大塚 玲・山元 薫・ヤマモト ルシア エミコ
(静岡大学教育学部)

The Current Situation of Foreign Students in Special Classes and Issues Regarding Support for Their Attendance

Akira OTSUKA, Kaoru YAMAMOTO, Lucia E. YAMAMOTO

Abstract

In order to investigate the realities and challenges associated with the high enrollment rate of foreign children in special education classes, we conducted a survey and interview study targeting boards of education in four municipalities. The findings revealed that the enrollment rate of foreign children was notably high in special education classes for intellectual disabilities. In contrast, the proportion of foreign children in classes for autism, emotional disorders, or learning disabilities was not higher than that of Japanese children. Several factors are presumed to contribute to the high enrollment rate of foreign children in classes for intellectual disabilities. First, language barriers and testing biases may result in underestimation of cognitive abilities. When assessments are not administered in a language in which the child is sufficiently proficient, test results may be erroneously low, leading to a diagnosis of intellectual disability. Second, insufficient information provided to both children and parents may lead to decisions regarding special education placement being made without their full understanding. Third, practical considerations related to classroom management—particularly regarding Japanese language proficiency—may foster the perception that smaller, specialized classes are more conducive to effective instruction than larger, regular classes. Finally, various additional factors, including family circumstances and living environments, likely also influence the educational placement of foreign children residing in Japan.

キーワード： 外国人児童生徒 特別支援学級 知的障害 日本語指導 就学支援

I. はじめに

わが国では少子高齢化が進展し、深刻化する労働力不足への対策として外国人労働者の受け入れが拡大している。法務省出入国在留管理庁（2024）によれば、2024年6月末現在、在留する外国人は3,588,956人であり、前年度末に比べ177,964人増加して過去最高を更新した。

こうした社会状況を背景に、学校に在籍する外国人児童生徒の数も増加傾向にある。文部科学省（2024a）の報告によれば、2024年5月時点で全国の小学校・中学校・義務教育学校（以下、「義務教育諸学校」と記す）に在籍する外国人児童生徒は128,090人であり、前年度（2023年5月時点）の119,536人から8,554人増加している。あわせて、日本語指導を必要とする外国人児童生徒も年々増加している。文部科学省（2024b）が公表した「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」によると、2023年度に公立の義務教育諸学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は全国で52,037人にのぼり、2021年度の42,808人から9,229人の増加を示した。これは同年度に公立義務教育諸学校に在籍している外国人児童

生徒116,790人の44.6%に相当する。すなわち、公立義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒のおよそ半数が、日常会話レベルの日本語運用能力が十分でない、あるいは学年相当の学習言語が不足しており学習活動への参加に困難を抱えていることになる。

ところで、外国人児童生徒の中にも、日本人児童生徒と同様に知的障害や発達障害などの障害があり、特別支援学級での教育が適切であると考えられるケースが一定数存在する。文部科学省（2017）は、外国人が多く集住する自治体で構成される「外国人集住都市会議」に参加する25市町を対象に、2016年5月時点の特別支援学級在籍状況を調査した。その結果、当該市町の公立小・中学校に通う全児童生徒の特別支援学級在籍率が2.28%であったのに対し、外国人児童生徒の在籍率は5.22%に達し、2倍以上の差があることが示された。

この調査結果に関し、毎日新聞（2019）は、文部科学省への情報公開請求および独自取材を通じて得られたデータを示し、「外国籍の児童生徒は日本語の理解が不十分であるため、知能検査の結果が低く出て、知

的障害等と判断された可能性がある」とする専門家の指摘を報じた。また、日本経済新聞（2021a）は、同じ25市町を対象とした2020年度の独自調査において、外国人児童生徒の特別支援学級在籍率が6.5%に上り、全児童生徒の在籍率（3.2%）を依然として大きく上回っていることを明らかにした。さらに同記事では、この高い在籍率の一因として、特別支援学級が日本語指導を必要とする外国人児童生徒の受け皿になっている可能性を指摘した。

こうした状況を受け、文部科学省は2021年に従来の「教育支援資料」を改訂し、「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を公表した。本手引きでは、新たに「障害のある外国人の子供」に関する項目を設け、就学先決定の際には日本国籍の児童生徒と同様に、個別の障害の状態や教育的ニーズ、本人および保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門的見地、さらには学校や地域の実情を総合的に考慮すべきことを強調している。また、言語・教育制度・文化的背景の相違に十分配慮し、本人および保護者に対して丁寧な説明を行い、理解を得ることの重要性を指摘するとともに、日本語指導が必要なだけの児童生徒を特別支援学級や通級指導の対象とするのは不適切であると警鐘を鳴らしている。

さらに文部科学省（2022a）では、1991年度以来継続して実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」において、2021年度から特別支援学級在籍者数の把握を開始した。加えて、就学決定における日本語でのコミュニケーション能力の評価方法や、知能検査等の実施における工夫についても調査項目に含めた。直近の調査結果として公表された2023年度の同調査（文部科学省、2024b）によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、公立小学校特別支援学級に2,143人、中学校特別支援学級に650人、義務教育学校特別支援学級に24人が在籍していることが示された。ただし、これは「特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要とされる外国人児童生徒」の数であり、特別支援学級に在籍する外国人児童生徒の総数とは一致しない。また本調査では、知的障害や自閉症・情緒障害など障害種別ごとの在籍実態については明らかにされていない。

外国人児童生徒の特別支援学級在籍率が日本人児童生徒に比べて高い要因として、先行研究では、就学先決定時の知能検査等アセスメントの不適切さ（松田・中川、2017）や、保護者および本人への情報提供・意見聴取の難しさ（三浦、2020）などが指摘されている。さらに、外国人児童生徒の学習や行動上の問題が、発達障害によるものなのか、それとも言語能力や文化の差異、文化間移動によるストレス、家庭・社会環境などに起因するものなのかを見極めることが困難である

点も課題としてあげられている（渋谷、2019）。しかしながら、既存の研究の多くは文献研究や少数事例の検討にとどまり、実証的データに基づく研究はほとんど見当たらない。

そこで本研究では、X県内の4市の教育委員会を対象に実態調査を行い、各自治体における外国人児童生徒の特別支援学級在籍率およびその背景を明らかにする。さらに、各教育委員会で就学支援および外国人児童生徒支援を担当する指導主事への聞き取り調査を実施し、具体的な就学支援の実態と課題を分析する。最後に、各自治体の就学支援の取り組みが外国人児童生徒の特別支援学級在籍率にどのように影響を与えていくかを考察する。

II. 方法

1. 調査対象

調査の対象は、A市、B市、C市、D市の4市において外国人児童生徒の就学支援や日本語指導を担当する教育委員会の指導主事である。これらの市はいずれも、2024年度において公立小・中学校に在籍する外国人児童生徒の合計数が100人を超えていている。

2. 調査手続き

調査は2回にわたり実施した。1回目はA市、B市、C市の3市を対象に、2020年9月から10月にかけて実施した。2回目はD市を加えた4市を対象に、2024年8月から12月にかけて実施した。なお、A市に関しては、2回目の調査票に記載された数値は2023年度の実態を反映したものである。

調査手続きは両回とも同様に実施した。まず、調査対象となる各教育委員会の担当部局へ個別に電話をかけ、研究の趣旨を説明し、内諾を得た。その後、各教育委員会の主管課長等に調査票および聞き取り調査の依頼文を送付した。聞き取り調査は、各市の教育委員会を訪問し、就学支援や外国人児童生徒の指導を担当する指導主事を対象に半構造化面接を実施した。面接時間は約60分であり、調査の内容は許可を得た上でICレコーダーで録音し、逐語録を作成したものをデータとして用いた。

3. 質問内容

調査票では、主として以下の項目について質問した。当該教育委員会が管轄する小・中学校の学校数、外国人児童生徒が在籍する学校数、在籍児童生徒数（日本人を含む）、外国人児童生徒数、国籍別の外国人児童生徒数、日本語指導が必要な児童生徒数、国籍別の日本語指導が必要な児童生徒数、知的障害特別支援学級および自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒数（日本人を含む）並びに同学級に在籍する外国人児童生徒数である。なお、2020年に実施した質問項

目では、上記の項目に加え、通級による指導を受けている外国人児童生徒の人数についても質問した。

聞き取り調査の質問内容は、大きく以下の4点であった。①「日本語指導が必要」な児童生徒の判断基準および判断方法、②就学支援や日本語指導の手続きおよび仕組み、③外国人児童生徒およびその保護者に対する特別支援学級に関する周知の方法、④就学の判断に用いる知能検査の種類および配慮事項である。

4. 倫理的配慮

調査実施にあたり、静岡大学人を対象とする研究倫理委員会において承認を得た（登録番号22-3）。当該教育委員会より調査協力の承諾を得た後、調査対象者の指導主事等に対して、口頭と文書で研究の趣旨について説明し、調査協力の同意を得た。調査協力は任意であり、調査協力承諾後でも辞退可能であること、辞退しても不利益を被ることは一切ないこと、情報の管理を厳重に行うことなどを説明した。

III. 結果

1. 2020年度の3市の外国人児童生徒の在籍状況等

1) 外国人児童生徒等の在籍状況

2020年度に調査を実施した3市の公立小・中学校における外国人児童生徒等の在籍状況は表1のとおりである。A市の公立小学校では、全児童13,275人のうち291人が外国人の児童であり、その割合は2.2%であった。国籍・地域別にみると、もっとも多いのはブラジルの児童86人であり、次いでフィリピン38人、中国27人、ペルー18人、パキスタン12人という順であった。一方、A市の公立中学校では全生徒6,661人のうち92人が外国人の生徒であり、その割合は1.4%であった。国籍・地域別にみると、もっとも多いのはブラジルで33人、フィリピン22人、中国6人、ペルー5

人の順であった。

B市の公立小学校では全児童7,016人のうち186人が外国人児童で、その割合は2.7%であった。国籍・地域別では、フィリピンが99人ともっと多く、次いでブラジル49人、ペルー13人、ベトナム4人、中国3人という順であった。B市の公立中学校では、全生徒3,539人のうち96人が外国人生徒であり、割合は同じく2.7%であった。国籍・地域別にみると、もっとも人数が多いのはフィリピンで57人、次いでブラジルが25人、ペルー8人という順であった。

C市の公立小学校では全児童4,846人のうち84人が外国人児童であり、その割合は1.7%であった。国籍・地域別にみると、もっとも多いのはブラジルで26人、次いでフィリピン23人、中国10人、ペルー8人という順であった。公立中学校では全生徒2,525人のうち36人が外国人の生徒で、その割合は1.4%であった。国籍・地域別にみると、もっとも人数が多いのはブラジルで21人、次いでフィリピン9人、中国2人という順であった。

2) 日本語指導を必要とする外国人児童生徒

3市において通常の学級に在籍する外国人児童生徒のうち、日本語指導を必要とする児童生徒の人数およびその割合は表2に示すとおりである。

A市では、小学校の通常の学級に在籍する外国人児童283人のうち、日本語指導を必要とする児童は117人で、その割合は41.3%であった。国籍・地域別にみると、ブラジルが46人、フィリピンが24人、ペルーが14人、中国が6人、その他の国籍が27人であった。中学校では、通常の学級に在籍する外国人生徒88人のうち22人が日本語指導を必要とし、その割合は25.0%であった。国籍・地域別の内訳は、ブラジルが10人、フィリピンが3人、ペルーが3人、中国が3人、その他の国籍が3人であった。

表1 小・中学校における外国人等の児童生徒数（2020年度）

	小学校			中学校		
	全児童数	外国人児童数	在籍率	全生徒数	外国人生徒数	在籍率
A市	13275	291	2.2%	6661	92	1.4%
B市	7016	186	2.7%	3539	96	2.7%
C市	4846	84	1.7%	2525	36	1.4%

表2 日本語指導を必要とする外国人児童生徒数とその割合（2020年度）

	小学校			中学校		
	通常の学級に在籍する外国人児童数	日本語指導が必要な外国人児童数	割合	通常の学級に在籍する外国人生徒数	日本語指導が必要な外国人生徒数	割合
A市	283	117	41.3%	88	22	25.0%
B市	180	161	89.4%	91	84	92.3%
C市	74	42	56.8%	35	7	20.0%

B 市では、小学校の通常の学級に在籍する外国人児童 180 人のうち 161 人が日本語指導を必要としており、その割合は 89.4% に上った。国籍・地域別にみると、フィリピンが 92 人、ブラジルが 45 人、ペルーが 11 人、その他の国籍が 13 人であった。中学校では、通常の学級に在籍する外国人生徒 91 人のうち 84 人が日本語指導を必要としており、その割合は 92.3% に達した。国籍・地域別にみると、フィリピン 53 人、ブラジル 23 人、ペルー 7 人、中国 1 人であった。

C 市では、小学校の通常の学級に在籍する外国人児童 74 人のうち 42 人が日本語指導を必要としており、その割合は 56.8% であった。国籍・地域別ではフィリピン 19 人、ブラジル 12 人、中国 3 人、ペルー 2 人、その他の国籍が 6 人であった。中学校では、通常の学級に在籍する外国人生徒 35 人のうち 7 人が日本語指導を必要としており、その割合は約 20.0% であった。国籍・地域別では、ブラジルが 4 人、フィリピンが 3 人であった。

これらの結果から日本語指導を必要とする外国人児童生徒の割合は 3 市間で大きな差が認められた。

3) 外国人児童生徒の特別支援学級在籍率

3 市の知的障害特別支援学級および自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している外国人児童生徒の在籍者数とその割合並びに全児童生徒（日本人児童生徒を含む）の割合は、表 3 および表 4 のとおりである。

小学校における知的障害特別支援学級の在籍率をみると、A 市では全児童の 1.3% に対し、外国人児童の在籍率は 2.8% であった。B 市では全児童の 1.1% に対し、外国人児童の在籍率は 2.2%，C 市では全児童の 2.3% に対し、外国人児童の在籍率は 11.9% と、いずれの市においても外国人児童の在籍率の高さが認められた。

中学校における知的障害特別支援学級の在籍率をみ

ると、A 市では全生徒の 1.6% に対し、外国人生徒の在籍率は 4.4% であった。B 市では全生徒の 1.8% に対し、外国人生徒の在籍率は 5.2%，C 市では全生徒の 1.4% に対し、外国人生徒の在籍率は 2.8% であった。

以上の結果から、調査対象の 3 市すべてにおいて外国人児童生徒の知的障害特別支援学級の在籍率は、全体の在籍率のおよそ 2 倍以上に達していることが明らかとなった。しかしながら、市ごとに在籍率に大きなばらつきが存在することも確認された。

一方、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する外国人児童生徒は、B 市の小学校に 2 人（在籍率 1.1%）のみであった。また、本調査では通級による指導を受けている外国人児童生徒の人数についても尋ねたが、LD 等通級指導教室で指導を受けている外国人児童生徒は、A 市の小学校で 1 人にとどまっていた。

2. 2024 年度の 4 市の外国人児童生徒の在籍状況

1) 外国人児童生徒の在籍状況

2024 年度に調査を実施した 4 市の公立小・中学校における外国人児童生徒等の在籍状況は表 5 のとおりである。

A 市の公立小学校では、全児童 12,247 人のうち 223 人が外国人の児童であり、その割合は 1.8% であった。外国人児童は 19 の国籍と 18 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、もっとも多いのはブラジルで 62 人、次いでフィリピン 42 人、中国 39 人、スリランカ 23 人、ペルー 21 人の順であった。公立中学校では全生徒 6,371 人のうち 116 人が外国人生徒であり、その割合は 1.8% であった。外国人生徒は 12 の国籍と 9 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、ブラジル 42 人、フィリピン 25 人、パキスタン 13 人、ペルー 9 人、中国 8 人の順であった。

表 3 知的障害特別支援学級における外国人児童生徒の在籍者数と在籍率（2020 年度）

	小学校			中学校		
	特別支援学級 外国人児童数	外国人児童の 在籍率	全児童在籍率	特別支援学級 外国人生徒数	外国人生徒の 在籍率	全生徒在籍率
A 市	8	2.8%	1.3%	4	4.4%	1.6%
B 市	4	2.2%	1.1%	5	5.2%	1.8%
C 市	10	11.9%	2.3%	1	2.8%	1.4%

表 4 自閉症・情緒障害特別支援学級における外国人児童生徒の在籍者数と在籍率（2020 年度）

	小学校			中学校		
	特別支援学級 外国人児童数	外国人児童の 在籍率	全児童在籍率	特別支援学級 外国人生徒数	外国人生徒の 在籍率	全生徒在籍率
A 市	0	0.0%	0.5%	0	0.0%	0.6%
B 市	2	1.1%	0.7%	0	0.0%	1.0%
C 市	0	0.0%	1.1%	0	0.0%	0.4%

表5 小・中学校における外国人等の児童生徒数（2024年度）

	小学校			中学校		
	全児童数	外国人児童数	在籍率	全生徒数	外国人生徒数	在籍率
A市	12247	223	1.8%	6371	116	1.8%
B市	6266	265	4.2%	3379	117	3.5%
C市	4113	68	1.7%	2277	39	1.7%
D市	4922	302	6.1%	2610	124	4.8%

B市の公立小学校では全児童 6,266 人のうち 265 人が外国人児童で、その割合は 4.2% であった。外国人児童は 12 の国籍と 12 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、フィリピンが 154 人ともっとも多く、次いでブラジル 64 人、中国 12 人、ベトナム 11 人の順であった。公立中学校では、全生徒 3,379 人のうち 117 人が外国人生徒であり、その割合は 3.5% であった。外国人生徒は 11 の国籍と 12 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、フィリピンが 68 人ともっとも多く、次いでブラジル 26 人、ペルー 9 人、モンゴル 3 人の順であった。

C市の公立小学校では全児童 4,113 人のうち 68 人が外国人児童で、その割合は 1.7% であった。外国人児童は 12 の国籍と 11 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、もっとも人数が多いのはフィリピンで 20 人、次いでブラジル 16 人、中国 14 人、ペルー 7 人の順であった。公立中学校では、全生徒 2,277 人のうち 39 人が外国人生徒で、その割合は同じく 1.7% であった。外国人生徒は 6 の国籍と 5 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、もっとも人数が多いのはフィリピンで 14 人、次いでブラジル 6 人、ペルー 2 人、ベトナム 2 人の順であった。

D市の公立小学校では全児童 4,922 人のうち 302 人が外国人児童で、その割合は 6.1% であった。外国人児童は 15 の国籍と 9 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、もっとも人数が多いのはブラジルで 246 人、次いで中国 17 人、ベトナム 12 人、ペルー 7 人、フィリピン 7 人の順であった。公立中学校では、全生徒 2,610 人のうち 124 人が外国人生徒で、その割合は 4.8% であった。外国人生徒は 9 の国籍と 8 の母語にまたがっており、国籍・地域別にみると、もっとも人数

が多いのはブラジルで 101 人、次いでフィリピン 9 人、中国 7 人、ペルー 2 人の順であった。

2) 日本語指導を必要とする外国人児童生徒

日本語指導を必要とする外国人児童生徒の人数およびその割合は表 6 に示すとおりである。

A市では、小学校に在籍する外国人児童 223 人のうち日本語指導を必要とする児童は 94 人で、その割合は 42.2% であった。国籍・地域別にみると、ブラジル 36 人、フィリピン 19 人、ペルー 13 人、中国 9 人、その他の国籍 17 人であった。中学校では、外国人生徒 116 人のうち 62 人が日本語指導を必要とする生徒ので、その割合は 53.4% であった。国籍・地域別にみると、ブラジル 27 人、フィリピン 18 人、パキスタン 5 人、ペルー 5 人、その他の国籍 7 人であった。

B市では、小学校に在籍する外国人児童 265 人のうち日本語指導を必要とする児童は 246 人で、その割合は 92.8% に達した。国籍・地域別にみると、フィリピン 146 人、ブラジル 61 人、中国 11 人、ベトナム 10 人、ペルー 7 人、その他の国籍 11 人であった。中学校では、外国人生徒 117 人のうち日本語指導を必要とする生徒は 101 人で、その割合は 86.3% に上った。国籍・地域別にみると、フィリピンで 66 人、ブラジル 20 人、ペルー 8 人、パキスタン 2 人、その他の国籍 5 人であった。

C市では、小学校に在籍する外国人児童 68 人のうち日本語指導を必要とする児童は 28 人で、その割合は 41.2% であった。国籍・地域別にみると、フィリピン 14 人、ブラジル 6 人、ペルー 1 人、ベトナム 2 人、その他の国籍 4 人であった。中学校では、外国人生徒 39 人のうち日本語指導を必要とする生徒は 12 人で、その割合は 30.8% であった。国籍・地域別にみると、

表6 日本語指導を必要とする外国人児童生徒数とその割合（2024年度）

	小学校			中学校		
	外国人児童数	日本語指導が必要な外国人児童数	割合	外国人生徒数	日本語指導が必要な外国人生徒数	割合
A市	223	94	42.2%	116	62	53.4%
B市	265	246	92.8%	117	101	86.3%
C市	68	28	41.2%	39	12	30.8%
D市	302	274	90.7%	124	116	93.5%

ブラジル 5 人、フィリピン 5 人、その他の国籍 2 人であった。

D 市では、小学校に在籍する外国人児童 302 人のうち日本語指導を必要とする児童は 274 人で、その割合は 90.7% に上った。国籍・地域別の内訳は、ブラジル 232 人、中国 10 人、ベトナム 8 人、フィリピン 7 人、ペルー 6 人、その他の国籍 11 人であった。中学校では外国人生徒 124 人のうち日本語指導を必要とする生徒は 116 人で、その割合は 93.5% に達した。国籍・地域別にみると、ブラジル 98 人、フィリピン 9 人、中国 2 人、ペルー 2 人、その他の国籍 5 人であった。

3) 外国人児童生徒の特別支援学級在籍率

4 市の知的障害特別支援学級および自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している外国人児童生徒の在籍者数とその割合並びに全児童生徒（日本人児童生徒を含む）の割合は、表 7 および表 8 のとおりである。

小学校における知的障害特別支援学級の在籍率をみると、A 市では日本人を含む全児童の在籍率が 1.8% であるのに対し、外国人児童の在籍率は 4.5% であった。B 市では全児童の 1.6% に対し、外国人児童は 3.8%，C 市では全児童の 2.3% に対し、外国人児童は 7.4%，D 市では全児童の 4.0% に対し、外国人児童は 12.3% であった。

中学校における知的障害特別支援学級の在籍率をみると、A 市では日本人を含む全生徒の在籍率が 1.8% であるのに対し、外国人生徒の在籍率は 4.3% であった。B 市では全生徒の 2.1% に対し、外国人生徒は 3.4%，C 市では全生徒の 2.1% に対し、外国人生徒は 10.3%，D 市では全生徒の 2.8% に対し、外国人生徒は 12.1% であった。以上の結果から、B 市の中学校を除き、いずれの市の小・中学校においても、知的障害特別支援

学級に在籍する外国人児童生徒の割合が、全児童生徒の割合の 2 倍以上であることが明らかとなった。

一方、自閉症・情緒障害特別支援学級では、外国人児童生徒の在籍は A 市の小学校で 2 名、D 市の小学校で 9 名、D 市の中学校で 2 名にとどまり、知的障害特別支援学級とは対照的に、外国人児童生徒の在籍率が全児童生徒の在籍率を上回る例は認められなかった。

3. 外国人児童生徒に対する 4 市の支援の取り組み

以下は、文部科学省が 2023 年度に実施した「令和 5 年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（文部科学省、2024b）に対する 4 市の回答内容および、それを補足する目的で実施した聞き取り調査の結果に基づくものである。

1) 特別支援学級での就学決定に関する判断方法

文部科学省の調査（2024b）において、「外国人児童生徒の特別支援学級への就学を決定する際、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見のみならず、本人の障害の状態や教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見等に基づいて判断を行っているか」という問い合わせに対して、4 市すべてが「全ての児童生徒について本人の障害の状態や専門的見地からの意見等に基づいて判断を行っている」と回答している。

さらに、聞き取り調査では、4 市すべてにおいて、就学支援の手続きの流れが日本人児童生徒と外国人児童生徒で同一であることが確認された。

2) 特別支援学級への就学決定時における日本語コミュニケーション能力の判断方法

文部科学省の調査（2024b）によると、「外国人児童生徒が特別支援学級で教育を受けることを決定する際、日本語でのコミュニケーション能力について判断を行

表 7 知的障害特別支援学級における外国人児童生徒の在籍者数と在籍率（2024 年度）

	小学校			中学校		
	特別支援学級 外国人児童数	外国人児童の 在籍率	全児童在籍率	特別支援学級 外国人生徒数	外国人生徒の 在籍率	全児童在籍率
A 市	10	4.5%	1.8%	5	4.3%	1.8%
B 市	10	3.8%	1.6%	4	3.4%	2.1%
C 市	5	7.4%	2.3%	4	10.3%	2.1%
D 市	37	12.3%	4.0%	15	12.1%	2.8%

表 8 自閉症・情緒障害特別支援学級における外国人児童生徒の在籍者数と在籍率（2024 年度）

	小学校			中学校		
	特別支援学級 外国人児童数	外国人児童の 在籍率	全児童在籍率	特別支援学級 外国人生徒数	外国人生徒の 在籍率	全児童在籍率
A 市	2	0.9%	0.9%	0	0.0%	0.7%
B 市	0	0.0%	1.1%	0	0.0%	1.2%
C 市	0	0.0%	1.9%	0	0.0%	1.1%
D 市	9	3.0%	3.2%	2	1.6%	2.2%

うに当たって実施したこと」について、4市すべてが、「日常生活及び学校生活や学習の様子等により判断している」と回答している。さらに「DLA等の客観的な日本語能力測定方法に基づいて判断している」との回答は、A市、B市、D市の3市であった。また、「児童生徒の来日してからの期間に基づいて判断している」と回答したのは、B市、C市、D市の3市であった。なお、「『教育支援委員会』等を開催するに当たり、構成員に日本語教育の面から支援する方法を検討できる関係者を含めている」と回答したのはB市のみであった。

聞き取り調査では、4市ともに、学力の低さが知的な問題によるものなのか、あるいは言語理解の不足によるものなのかの判断が困難であるとの意見が聞かれた。

3)特別支援学級への就学決定における知能検査等の実施の工夫

文部科学省の調査(2024b)によれば、「外国人児童生徒が特別支援学級で教育を受けることが適當か否かを判断するに当たっての知能検査等の実施に際して教育委員会が工夫したこと」について、4市すべてで共通していたのは「知能検査等の際に通訳を手配する」ことであった。さらに、A市とC市は「やさしい日本語を使用するなどの配慮を行った」と回答し、C市は「非言語による検査を行った」とも回答している。

聞き取り調査の結果、各市での以下のような対応がなされていた。A市では、実施すべき検査があらかじめ定められており、センターの専門職が検査を担当する。また、必要に応じて検査項目の省略、検査内容の変更、通訳の手配など、柔軟な対応が行われている。B市では、県の調査員が巡回し知能検査を実施している。検査結果に加え、母語のチェック、保護者からの聞き取り、行動観察なども考慮し、総合的に判断している。C市では、市独自の知能検査は定めておらず、受診した医療機関の判断に委ねられている。しかし、母語が話せる適応指導教室指導員¹⁾がいる場合は、病院に付き添い通訳を行いながら検査が実施されることがある。また、適応指導教室指導員が園を訪問し、母国語での応答を確認しながら知的な遅れの有無を調査する場合もある。D市では、外国人担当のいる医療機関において、市が定めた検査を実施し、母語(ポルトガル語)が話せる支援員が通訳を務める。

4)特別支援学級で教育を受けることに関する保護者との合意形成に関する実施内容

文部科学省の調査(2024b)において、「外国人児童生徒が特別支援学級で教育を受けることについての保護者との合意形成に関し、教育委員会が行ったこと」について、4市すべてが「保護者との面談の際には通訳を介したり、英語などの共通語を用いたりするなど

して、相互に十分な理解を図るようにした」および「学校と保護者の間でのやりとりの中で十分な説明が行われていることを確認した」と回答した。また、A市、B市、D市の3市は「保護者が特別支援学級での学習に同意しない場合、その理由について通訳を介して十分に聞き取るとともに、保護者が求める支援策に対応できるよう検討を行った」と回答しており、さらにA市とB市では「保護者への伝達に際しては文書で行うとともに、保護者が理解できる言語で翻訳を付した」と回答している。

なお、4市ともに保護者の同意がなければ就学支援委員会の審議の対象とならない、あるいは審議されても特別支援学級の入級決定とならないという方針が採られており、この点は外国人児童生徒と日本人児童生徒の双方で共通している。また、明確に障害があることが認められる場合を除いて、外国人の新学齢児を特別支援学級に入級させるケースは少ないということも共通していた。

5)外国人児童生徒に対する教育支援の課題

聞き取り調査では、3市から以下の課題があげられた。A市では、就学支援のさいに保護者の特別支援学級に対する認識のズレからトラブルが生じることがある。面談や就学先決定のための説明など、どの段階においても通訳をつけて齟齬のないようにする必要があると指摘があった。C市では、多言語化による指導員の不足や、日本語がまったく理解できない状態で転入していく子どもの増加により、適切な指導・支援の提供が非常に困難になっていることが述べられた。また、特別な教育課程(知的障害と日本語)の併用ができないため、特別支援学級において日本語を学ぶためのカリキュラムが整備されていないという課題も浮上している。D市では、学習の遅れの原因が言語面か知的面かの判断が難しい子どもに対して、より丁寧な観察を重ねる必要性が示された。加えて、特別支援学級は日本語を学ばせるための学級ではないことを意識しつつ、人数と期間を考慮した効率的かつ効果的なカリキュラムマネジメントの実現が求められることへの言及があった。

IV. 考察

これまで、朝日新聞(2018)や毎日新聞(2019)、日本経済新聞(2021a)などによって、外国人児童生徒の特別支援学級在籍率の高さが繰り返し報じられてきた。しかしながら、これらの報道では、知的障害や自閉症・情緒障害といった障害種別の在籍数が明らかにされていなかったため、在籍率の高さの原因が知的障害との関連によるものなのか、あるいは発達障害との関連によるものなのか、またはその両方に起因するもののかが明確に示されなかつた。こうした点は、外国人児童生徒の特別支援学級在籍率の高さに言及した

先行研究（相磯, 2021；南野, 2017；三浦, 2020；持丸, 2020；鳥海, 2024）においても、発達障害と知的障害が必ずしも明確に区別されることなく論じられてきた状況と一致している。

本研究の結果から、外国人児童生徒の在籍率が高いのは自閉症・情緒障害特別支援学級ではなく、知的障害特別支援学級であることが明らかとなった。また、LD 等通級指導教室で指導を受けている外国人児童生徒も少数にとどまっていたことから、外国人児童生徒の特別支援学級在籍率の高さは、発達障害（自閉症、LD, ADHD）との関連よりも、知的障害との関連に注目して検討すべき課題であることが示唆された。

大重（2021）は、多くのブラジル人が特別支援学級に在籍しているとの報道や情報が集まるようになったことを受け、在日ブラジル大使館が「日本の公立学校で自閉症・情緒障害と診断され、特別支援学級に在籍しているブラジル人児童生徒の割合について明確で検証可能なデータを得る目的」で、2019 年に 302 校の小・中学校、計 118,043 人の児童生徒を対象に実施した調査について報告している。調査結果によれば、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は、日本人が 1.10% 以上、ブラジル人が 0.92% 以下であり、ブラジル人児童生徒が日本人児童生徒に比べて自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍率が高いとはいえないことが示された。このブラジル大使館の調査結果は、本研究の結果と同様の傾向を示しているといえる。

在日外国人の子どもと発達障害との関連性について、近田（2019）は、日本語指導が必要な児童生徒は、異文化での生活による心理的影響や日本の学習スタイルへの適応、学習言語能力の課題を抱えているため、自己肯定感の低下や学習意欲の喪失、学習場面からの乖離・孤立などが生じ、発達障害と類似した表れを示すことがあると指摘している。このように、日本語に困難を抱える外国人児童生徒が発達障害と疑われる可能性は否定できないものの、現状では多数の日本語に困難を抱える外国人の子どもが発達障害と判断され、自閉症・情緒障害特別支援学級に措置されているという状況には至っていないことが明らかとなった。

一方、本研究の結果は、B 市の中学校以外において、外国人児童生徒の知的障害特別支援学級在籍率が全児童生徒の 2 倍以上であることを示しており、これまでの新聞報道で伝えられてきた状況とほぼ一致している。この原因としては、①日本語が理解できないことや、得意な言語で知能検査が行われていないために検査結果が低く算出され、知的障害と判断された可能性、②特別支援学級について本人および保護者への十分な情報提供がなされず、十分な理解がないまま特別支援学級への移籍判断が行われた可能性、③日本語に困難があるため、大人数の通常学級での指導よりも、少人数の特別支援学級での指導の方が適していると判断され

た可能性、④その他、在日外国人の子どもの家庭環境や生育環境など、複合的な要因が絡み合っていることが考えられる。

ここで懸念されるのは、日本語の理解に困難を抱える外国人の子どもが、知的障害がないにもかかわらず、特別支援学級に措置されてしまう事態である。上述の①から④のうち、特にこの懸念に関連性が高いのは、新聞報道でも指摘された①と③であると考えられる。

まず、①に関して、知能検査がこれらの子どもたちの知的能力を的確にアセスメントできているかという問題については、本研究が対象とした 4 市の担当指導主事からは、単に日本語の理解に困難があるという理由だけで知的障害と判断しないよう、検査実施時に通訳を手配し、行動観察などを加味して総合的に判断するなど、さまざまな配慮がなされている現状がうかがえた。ただし、発達検査や知能検査の多くは日本の文化を基準に標準化されており、異なる文化的背景をもつ子どもに対する適用可能性は必ずしも十分とはいえない（川崎, 2019）。しかし、外国人の子どもが増加し、加えて多国籍化・多言語化が進行している状況において、各自治体がさまざまな文化的背景をもつすべての子どもにふさわしい検査やアセスメントを準備することは容易ではない。

次に、③に関しては、たとえば日本経済新聞（2021b）では、「日本語教育 地域で格差」という記事のなかで、「（日本語での）指示に従って適切に動けない子どもは、支援学級に入ることを勧める。クラスメートについていけなければ、本人も苦しいはず」という校長の談話が伝えられている。このような考え方は、外国人の子どもに限ったものではなく、日本人の特別な支援を必要とする子どもにも当てはまるものである。わが国の特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しており、2011 年度の在籍率 1.5% が 2021 年度には 3.4% にまで上昇し、約 2.1 倍となっている（文部科学省, 2022b）。また、笠井（2020）は、通常学級に在籍する困難を抱える児童への支援・配慮に関して、一斉授業展開の中で「どうしても放って置く時間が多くなってしまう」や「特別支援学級でしっかりと関わってもらえば、もっとできることもあると思う」といった担任の実情を報告しているが、日本語に困難を抱える外国人児童生徒についても、同様の構図が存在するといえる。

大村・大塚（2024）は、小学校をフィールドとして、日本語指導が必要な外国にルーツをもつ児童の在籍学級における授業参加の実態を明らかにし、さらに学級担任による支援や配慮、並びに担任が抱える指導上の困難について分析している。担任は、子どもに指示が伝わりにくいくこと、読み書き能力の低さ、発表活動の困難、指示の誤解、語彙不足による授業理解の遅れ、授業中の逸脱行為、学年相当の学習への対応困難とい

った問題に悪戦苦闘し、児童の困難が日本語能力によるものか発達の問題によるものかを判断する難しさや、通常学級における特別な支援を必要とする児童の多さと人的資源の不足について訴えていることを明らかにしている。

文部科学省は、外国人児童生徒等の受入れ・指導体制の充実を図るため、①日本語指導のための「特別の教育課程」を編成・実施できるようにするための制度改正、②日本語指導のための教師の基礎定数化、③日本語指導補助者や母語支援員の配置等、指導体制構築に対する補助事業、④「外国人児童生徒受入れの手引」の作成・改訂といった施策を通じ、地方公共団体の取り組みを支援している（外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議、2020）。しかしながら、小・中学校の教員からは、教員の多忙や不足に加え、外国人の子どもだけでなく、特別な支援を必要とする子どもも、不登校やいじめなど、さまざまな困難を抱える児童生徒への対応に現場が疲弊しており、制度的な支援が十分ではないという訴えがあげられている。

外国人児童生徒の学業不振や特殊教育への過度な振り分けは、わが国だけでなく他の先進国でも指摘されてきた。かつてアメリカ合衆国では、学習障害として認定される児童数が増加し続け、行政当局から過剰認定ではないかと問題視された時期があった。その一因として、英語を話さない移民の子どもの増加があり、こうした子どもの中に学習障害として認定される者が多いことが指摘された。その原因是、学習障害の定義や判断基準の曖昧さに加え、英語を話せない移民の子どもたちに対して通常の学級での代替プログラムが用意されていないことにあった（大塚、1993）。それに対して、ドイツでは、特殊教育の対象が障害のある子どもに限定されず、たとえば言語発達に遅れのある子どもの中には、障害が原因で言葉の発達に遅れを示す子どもだけでなく、ドイツ語を母語としない外国人や移民の背景を持つ子どもも含まれている（岡・品田・相賀・宮内、2016）。

移民の子どもに対する学習支援策を強化している国も存在する。たとえば、スイスでは生徒が2年間特別なクラスで過ごした後に一般クラスへ移行する仕組みが採用され、スウェーデンでは生徒が完全なバイリンガルとなるように二ヵ国語での学習継続が支援されている。スウェーデンにおいては、母国語が同じ子どもが同一地域に5人以上いる場合、こうした授業を実施することが法律で地方自治体に義務付けられている（Keeley, 2010）。外国人児童生徒の特別支援学級在籍率の高さは、こうした子どもたちに対するわが国の教育支援対策の不十分さに起因するところが大きいと考えられる。今後、わが国においても外国人の子どもに対するさらなる支援の充実が求められる。

注1：C市では、3人の適応指導教室指導員と呼ばれる市雇用の支援員がおり、学校を巡回して日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して入り込みの指導にあたっている。適応指導教室指導員は教員免許を保有していないが、英語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語の4か国語に対応することができる。

文献

- 相磯友子（2021）外国人の子どもの「障害」に関する研究の概観. 植草学園短期大学紀要, 22, 21-32.
- 朝日新聞（2018）特別支援学級在籍率、外国人の子が日本人の倍 民間調査. 2018年6月24日朝刊.
- 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(2020)外国人児童生徒等の教育の充実について(報告). 文部科学省, [https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kyosei01-000006118-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kyousei01-000006118-01.pdf)(2024年12月31日閲覧)
- 法務省出入国在留管理庁（2024）令和6年6月末現在における在留外国人数について. 法務省出入国在留管理庁, https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html (2024年12月29日閲覧)
- 笠井孝久（2020）通常学級における特別支援教育の実情と課題. 千葉大学教育学部研究紀要, 68, 229-233.
- 川崎直子（2019）外国につながる子どもの日本語指導の現場から. LD研究, 28, 220-222.
- Keeley,B. (2009) International migration : the human face of globalization. OECD. 濱田久美子訳 (2010) よくわかる国際移民 : グローバル化の人間的側面. 明石書店.
- 近田由紀子（2019）日本語指導が必要な児童生徒等教育の充実のための支援施策. LD研究, 28, 216-219.
- 毎日新聞（2019）外国籍は通常の2倍 特別支援学級在籍率 日本語できず知的障害と判断か. 2019年8月31日朝刊.
- 松田真希子・中川郷子（2017）外国にルーツをもつ児童の発達アセスメントと言語の問題について—発達障害と一時的リミテッド状況の鑑別のための調査研究—. 金沢大学留学生センター紀要, 21, 29-42.
- 南野奈津子（2017）特別な支援を要する幼児・児童の多様性と支援—外国人障害児に関する考察—. ライフデザイン学研究, 13, 337-347.
- 三浦美恵子（2020）特別支援学級における外国人児童生徒の在籍状況に関する一考察. 宇都宮大学国際学部研究論集, 50, 205-220.
- 持丸邦子（2020）コロナ禍における外国ルーツ（JSL）小・中学生の日本語学習支援記録—2020年3月～2021年12月—. 城西現代政策研究, 15, 1-12.
- 文部科学省（2017）外国人児童生徒等における特別支援教育等の状況に関する調査結果. 文部科学省, [htt](http://www.mext.go.jp)

- ps://www.mext.go.jp/content/1422838_18_1.pdf (2024 年 12 月 31 日閲覧)
- 文部科学省 (2021) 障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～. 文部科学省, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00004.htm (2024 年 12 月 31 日閲覧)
- 文部科学省 (2022a) 令和 3 年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について. 文部科学省, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400305&tstat=000001016761&cycle=0&tclass1=000001171786&tclass2=000001171788&tclass3val=0> (2024 年 12 月 31 日閲覧)
- 文部科学省 (2022b) 特別支援教育の動向について. 令和 4 年度全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会 Web セミナー, <https://www.zenchipren.jp/activity/topics/2022websemi/01.pdf> (2024 年 12 月 31 日閲覧)
- 文部科学省 (2024a) 学校基本調査. 文部科学省, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528> (2024 年 12 月 30 日閲覧)
- 文部科学省 (2024b) 令和 5 年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について. 文部科学省, https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00006.htm (2024 年 12 月 30 日閲覧)
- 日本経済新聞 (2021a) 外国籍の子「支援学級」頼み在籍率全小中学生の倍 (本社調査) . 2021 年 5 月 10 日朝刊.
- 日本経済新聞 (2021b) 日本語教育地域で格差 「支援学級」在籍率最大 19% 財政力、授業の質左右. 2021 年 5 月 15 日朝刊.
- 岡典子・品田彩子・相賀頌子・宮内久絵 (2016) ドイツにおけるインクルーシブ教育改革への模索—社会的・教育的基盤との関連に着目して—. 筑波大学特別支援教育研究, 10, 65-74.
- 大村歌林・大塚玲 (2024) 外国にルーツをもつ児童の授業参加において学級担任が感じる困難. 静岡大学教育学部研究報告 (人文・社会・自然科学篇), 75, 30-47.
- 大重史朗 (2021) 在留外国人の子どもの特別支援教育をめぐる課題と考察—在日大使館による調査結果とインクルーシブ教育の必要性—. 関係性の教育学, 20, 25-40.
- 大塚玲 (1993) 学習障害の定義にかかわる諸問題と今後の課題. 特殊教育学研究, 30, 29-40.
- 渋谷恵 (2019) 日本の学校における多文化化・多言語化の進展と教育の課題. LD 研究, 28, 214-216.
- 鳥海順子 (2024) 日本に在住する外国人の子供に対する支援の研究 (III) —障害のある外国人児童生徒の実情—. 大妻女子大学家政系研究紀要, 60, 57-63.

付記

調査に協力くださった 4 市教育委員会担当指導主事の皆様に感謝申し上げます。

本研究は、科学研究費補助金基盤研究 (C) 「特別支援学級に在席する外国人児童生徒の現状と支援システムに関する研究」課題番号 20K03043, 研究代表者: 大塚玲) の助成を受けました。